

事業者番号

区分	一般			特定
	特積	利用	霊柩	

## 貨物自動車運送事業実績報告書

あて  
住所  
事業者  
代表者  
電話番号  
所  
名  
者  
番  
号

事業概況 ( 年3月31日現在)

事業用自動車	両	従業員数	人	運転者数	人
--------	---	------	---	------	---

事業内容 (前年4月1日から3月31日まで)

・ダンプによる土砂等輸送	・冷凍、冷蔵輸送
・基準緩和認定車両による長大物品等輸送	・原木、製材輸送
・国際海上コンテナ輸送	・引越輸送
・コンクリートミキサー車による生コンクリート輸送	その他 (
・危険物等輸送	

輸送実績 (前年4月1日から3月31日まで)

	延実在車両数 (日車)	延実働車両数 (日車)	走行キロ (キロメートル)	実車キロ (キロメートル)	輸送トン数		営業収入 (千円)
					実運送 (トン)	利用運送 (トン)	
道							
東北							
北陸信越							
関東							
中部							
近畿							
中国							
四国							
九州							
沖縄							
計							

事故件数 (前年4月1日から3月31日まで)

交通事故件数	重大事故件数	死者数	負傷者数
--------	--------	-----	------

- 備考1 区分の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- 2 従業員は、兼営事業がある場合は、主として当該事業に従事している人数及び共通部門に従事している従業員のうち当該事業分として適正な基準により配分した人数とし、運転者を含むものとする。
- 3 事業内容については、主なもの三項目以内を○で囲むこと。
- 4 危険物等とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)別記様式の(注)「積載危険物等」をいう。
- 5 輸送実績については、地方運輸局の管轄区域ごとに、当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所に配置されている事業用自動車の輸送実績(ただし、輸送トン数(利用運送については、当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所において行った貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量)について記載すること。
- 6 交通事故とは、道路交通法(昭和23年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
- 7 重大事故とは、自動車事故報告規則第2条の事故をいう。